周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年 周南市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「2年」を「3年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市地方活力向上地域における固定 資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## (参 考)

## 周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

現行

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。

(不均一課税)

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(以下「特別償却設備」という。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

改正案

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。

(不均一課税)

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(以下「特別償却設備」という。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物

の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、周南市市税条例(平成15年周南市条例第55号)第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

改正案

の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、周南市市税条例(平成15年周南市条例第55号)第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。(1)~(3) (略)

 $(1)\sim(3)$  (略)